

泉大津市ブロック塀等安全対策補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市に存する道路等に面した安全性の確認が出来ないブロック塀等の撤去工事を行う所有者に対し、予算の範囲内において泉大津市ブロック塀等安全対策補助金(以下「補助金」という。)を交付することにより、危険なブロック塀等の撤去を促進し、ブロック塀等の倒壊による人的・物的な被害の軽減を図り、もって道路等利用者の安全確保等に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ブロック塀等 補強コンクリートブロック造の塀又は組積造の塀その他これらに類するものをいう。
- (2) 撤去工事 ブロック塀等を安全な高さとすることを目的に一部又は全部を取り除く工事をいう。
- (3) 道路等 道路法(昭和27年法律第180号)及び建築基準法(昭和25年法律第201号)に基づく道路、泉大津市法定外公共物管理条例(平成16年泉大津市条例第12号)第2条に規定する法定外公共物のうち通行の機能を有するものその他の不特定多数の者が通行すると認められる道(専用通路や敷地内の通路を除く。)並びに泉大津市都市公園条例(昭和47年条例第31号)第2条第1項に規定する公園及び泉大津市が管理する児童公園等をいう

(補助対象物)

第3条 補助金の交付の対象となるブロック塀等(以下「補助対象物」という。)は、本市に存するものであって、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものとする。ただし、国、地方公共団体その他公的機関が所有するもの又は管理するものは除く。

- (1) 市内に設置されたものであって、道路等に面しているもの
- (2) 道路等の地盤面からの高さ(擁壁の上に設けられている場合は、擁壁の高さを含む。)が60センチメートル以上であるもの。ただし、ブロック塀等と道路等の間に開渠の水路が存する場合は、水路幅以上のもの
- (3) ブロック塀等の高さがブロック塀等と道路境界線までの水平距離より高いもの
- (4) 泉大津市ブロック塀等点検表(様式第1号)の点検項目に不適合があるもの
- (5) 同一敷地内において過去にこの要綱及び、泉大津市の他の制度の助成金及び補助金の交付を受けたことがないもの
- (6) 国、地方公共団体等の公共用地の取得に伴う損失補償の対象になっていないもの

(補助対象工事)

第4条 補助金の交付の対象となる工事(以下「補助対象工事」という。)は、前条に規定する補助対象物の撤去工事であって、次の各号の全てに該当するものとする。ただし、国、地方公共団体等から他の制度による助成等を受けている工事については除くものとする。

- (1) 撤去工事により、道路等に面するすべてのブロック塀等が、道路面からの高さ60センチメートル未満になること。
- (2) 請負契約に基づく施工業者が撤去する工事であること。

- (3) 撤去工事後にブロック塀等が道路等に残存、又は突出しないこと。
- (4) 補助金交付決定前に撤去工事に着手していないこと。
- (5) 造成工事又は建物解体工事に伴う撤去工事でないこと。
- (6) 補助金交付決定年度の 3 月 15 日(泉大津市の休日に関する条例(平成元年泉大津市条例第 28 号)第 2 条に規定する市の休日にあたる場合は直前の開庁日)までに第 11 条の規定による完了報告ができる工事であること。
- (7) 同一敷地内において過去にこの要綱及び、泉大津市の他の制度の助成金及び補助金の交付を受けたことがないこと。
- (8) 撤去工事について、関係法令等を順守していること。

(補助対象者)

第 5 条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、第 3 条に規定する補助対象物が設置されている土地の所有者又はその土地に存する建築物所有者(区分所有建築物に附属するものにあつては、建物の区分所有等に関する法律(昭和 37 年法律第 69 号)第 3 条に規定する団体)であり、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 市税の滞納がない者
- (2) 補助対象者(法人その他の団体にあつては、その代表者及び役員等)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員及び泉大津市暴力団排除条例(平成 24 年泉大津市条例第 1 号)第 2 条第 3 号に規定する暴力団密接関係者でない者
- (3) 同一敷地内において過去にこの要綱及び、泉大津市の他の制度の助成金及び補助金の交付を受けたことがない者

(補助金の額)

第 6 条 補助金の額は、撤去工事に要する費用と補助対象物の撤去見附面積 1 平方メートル当たり、10,000 円を乗じた額のいずれか少ない額の 2 分の 1 に相当する額(1,000 円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)とする。ただし、150,000 円を限度とし、市の予算の範囲内で交付する。

(補助金の交付申請)

第 7 条 補助金の交付を受けようとする者(以下「補助申請者」という。)は、補助対象工事に着手する前に、泉大津市ブロック塀等安全対策補助金交付申請書(様式第 2 号)を次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 付近見取り図
- (2) 泉大津市ブロック塀等点検表(様式第 1 号)
- (3) 現況概略図(撤去工事前の構造、寸法が記載された配置図、平面図、断面図)
- (4) 現況写真(ブロック塀等の全景及び高さ及び不適合であることがわかるもの)
- (5) 撤去工事の見積書(施工業者が発行し、補助対象経費の明細がわかるもの)の写し
- (6) 泉大津市ブロック塀等安全対策補助金交付に係る誓約書(様式第 3 号)
- (7) ブロック塀等の所有者であることが分かる書類(法人の場合は登記事項証明書)
- (8) 市税の納付状況等の調査に係る同意書(様式第 4 号)
- (9) その他市長が必要と認める書類

2 補助対象物が次の各号に掲げるいずれかに該当する場合は、前項各号に掲げる書類に加え、当該各号に定める書類を添付するものとする。

- (1) 所有者が複数ある場合は、所有者全員の同意書
- (2) 補助対象者と占有者(居住者)、土地又は建物所有者が異なる場合は、占有者(居住者)又は所有者の同意書
- (3) 区分所有建物の附属物である場合は、撤去工事を行うことに対する決議を得た理事会又は総会の議事録の写し

(補助金の交付決定及び通知)

第8条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、泉大津市ブロック塀等安全対策補助金(交付・不交付)決定通知書(様式第5号)により補助申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、補助金の交付について必要な条件を付することができる。

(補助対象工事の着手)

第9条 前条の規定による交付決定通知を受けた申請者(以下「補助決定者」という。)は、当該通知書を受け取った日から起算して、30日以内に補助対象工事に着手するものとし、着手したときは直ちに泉大津市ブロック塀等安全対策工事着手届(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(交付申請内容の変更及び中止)

第10条 補助決定者は、第8条の規定による申請の内容を変更しようとするときは、速やかに泉大津市ブロック塀等安全対策補助金交付申請内容変更承認申請書(様式第7号)を市長に提出し、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更承認申請があったときは、内容を審査し、変更承認の可否を決定し、補助決定者に対し泉大津市ブロック塀等安全対策補助金交付決定変更(承認・不承認)通知書(様式第8号)により、通知を行うものとする。その場合において、必要と認めるときは補助金の額その他補助金の交付決定に係る内容等を変更することができる。

3 補助決定者は、補助対象工事を中止しようとするときは、あらかじめ泉大津市ブロック塀等安全対策工事中止届(様式第9号)により市長に届け出なければならない。

4 前項の規定による届出があったときは、第8条に定める補助金の交付決定は、取消されたものとみなす。

(完了報告)

第11条 補助決定者は、補助対象工事が完了したときは、当該工事の完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定があった日の属する会計年度の3月15日(市の休日にあたる場合は直前の開庁日)のいずれか早い日までに泉大津市ブロック塀等安全対策工事完了報告書(様式10号)を、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 工事請負契約書又は請書の写し
- (2) 補助対象工事の請求書(施工業者が発行し、補助対象経費の明細が分かるもの)の写し
- (3) 補助対象工事の領収書(施工業者から補助決定者に発行されたもの)の写し
- (4) 補助対象工事の施工写真及び撤去工事後の全景が分かる写真
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、市長がその必要がないと認めるときは、当該書類の一部を省略することができる。

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による完了報告書を受理したときは、その内容を審査し、必要に

応じ現地調査を行い、補助金の額を確定し、泉大津市ブロック塀等安全対策補助金交付額確定通知書(様式第 11 号)により、補助決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第 13 条 補助決定者は、前条の規定による通知を受けたときは、泉大津市ブロック塀等安全対策補助金交付請求書(様式第 12 号)により、速やかに市長に補助金を請求するものとする。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、補助金を交付するものとする。ただし、当該交付申請に際し、疑義等がある場合は、この限りではない。

(決定の取り消し)

第 14 条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき。

(2) 補助金を交付目的以外に使用したとき。

(3) 補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。

(4) この要綱の規定又はこれに基づく指示に違反したとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、補助金を交付することが不相当であると認められるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、泉大津市既存民間ブロック塀等安全対策補助金交付決定取消通知書(様式第 13 号)により補助決定者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消し又は変更した場合において、既に補助金が交付されているときは、泉大津市ブロック塀等安全対策補助金返還命令書(様式第 14 号)により、その返還を命ずることができる。

4 第 1 項の規定により補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更した場合に生じた損害については、市は一切その責を負わない。

(返還)

第 15 条 前条の規定により返還を命ぜられた補助決定者は、市長が定める期日までに全額返還しなければならない。

(補助決定者に対する指導)

第 16 条 市長は、補助金の交付の適正かつ円滑な執行を図るため、補助決定者に必要な指導及び助言をすることができる。

(書類の保存)

第 17 条 補助決定者は、補助金に係る収支の状況を明らかにした帳簿及び書類を整備し、かつ、これらの帳簿及び書類を補助金の交付決定を受けた年度の翌年度から起算して、5 年間保管しなければならない。

(その他)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この要綱は、平成 31 年 1 月 4 日から施行する。

(補助金の交付申請等の特例)

第 2 条 平成 30 年 6 月 18 日から平成 31 年 1 月 3 日までの間に補助対象工事に着手した場合は、第 7 条の規定にかかわらず、事後において補助金の交付申請をすることができる。この

場合において、泉大津市ブロック塀等安全対策補助金交付申請書(様式第2号)に添付する書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 付近見取り図
 - (2) 泉大津市ブロック塀等点検表(様式第1号)
 - (3) 現況概略図(撤去工事前の構造、寸法が記載された配置図、平面図、断面図)
 - (4) 撤去工事前の写真(ブロック塀等の全景及び高さ及び不適合であることがわかるもの)
 - (5) 工事請負契約書又は請書の写し
 - (6) 補助対象工事の請求書(施工業者が発行し、補助対象経費の明細が分かるもの)の写し
 - (7) 補助対象工事の領収書(施工業者から補助決定者に発行されたもの)の写し
 - (8) 補助対象工事の施工写真及び撤去工事後の全景が分かる写真
 - (9) ブロック塀等の所有者であることが分かる書類(法人の場合は登記事項証明書)
 - (10) 市税の納付状況の調査に係る同意書(様式第4号)
 - (11) 第7条第2項に規定する書類
 - (12) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長が前項の規定にかかわらず、書類の添付の必要がないと認めるときは、これを省略することができる。
- 3 第1項の規定により交付申請をした者については、第4条第1項第4号、第9条、第10条の規定及び第11条中「当該工事の完了した日から起算して30日を経過した日」は適用しない。

(この要綱の失効)

第3条 この要綱は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。